

高齢化社会と「福祉コミュニティ」づくりへの提言

山武市蓮沼地区地域審議会

委員 藤井宗二

今、わが国は、人口の高齢化の進展、伝統的な生活圏の変化、地域社会の意識の変化によって、住民同士の間関係の希薄化や住民の地域へのアイデンティティー（identity）も低下し、地域基盤が揺らいでおり、孤立、ストレス、自殺、殺人、アルコール依存症等の地域福祉問題等が深刻化し、さまざまな生活課題に直面している。そして、生活の拠点である地域で安定した生活を営みつづけていくことが難しくなっているといわれている。

それは、生活上の問題が生じたとき、ただちに個人、そして家族の生活基盤を直撃する重大な要因となる危険性がある。今まで、家族や地域は、生活問題が深刻化するのを食い止める緩衝地帯としての役割を果たしてきたがその伝統的な機能は低下した。

地域福祉は、誰もが障害のあるなしや年齢にかかわらず地域の中で安心して暮らし続けることができる社会、誰も排除されない、共に生き、共に支え合う社会づくり、ソーシャル・インクルージョン（social inclusion 社会的包摂 - 社会から排除され孤立化している人びとを社会の一員として包含し、自立生活を支援することをいう）をめざすものである。

昨今の地域での福祉課題は、一人暮らし二人暮らしの高齢者、ひきこもり、社会的孤立、うつ、心身症、虐待、差別等の問題がクローズアップされており、生活能力の低下や疾病等による生活上の困難が生じてくるに従い、外出や地域住民との交流の機会が失われ家に閉じこもりがちになる。また障害者、高齢者を介護する家族の孤立の問題（介護の苦悩、老老介護等）が指摘されている。いうまでもなく、養育、扶養の不安が蓄積されることにより、住民は、精神的孤独感を強く抱き地域社会との交流を拒絶する危険性がある。したがって地域福祉問題を発見する多様なキャッチ・システム - 行政への相談もなく、何の施設にも関わっておらず「地域の中の点」になっている人びと、いわゆる「サイレント・マジョリティー（silent majority - もの言わぬ人びと、声なき声）まではなかなかリーチ・アウト（reach out - 住民や家族からの訴えを待つのではなく、積極的に地域に出かけ、住民のニーズを掘り起こして相談を実施する方法）できないでいる現実がある。また、生活不

安を受けとめる身近な相談・情報提供システム、孤立を予防もしくは孤立に対応する個別的な各種在宅サービス、社会参加を促進するサービス等の整備が重要であるとともに、住民による見守り活動等のインフォーマル・ケア（informal care 非制度的支援 - 家族や友人、地域住民、ボランティア等による日常的な助け合い活動や小地域における福祉活動）との連携を図っていくことが不可欠である。このように行政責任による制度的なサービス（formal care）とインフォーマルな社会的支援活動のネットワークを活用して問題を解決していく実践活動をソーシャル・サポート・ネットワーク（social support Network - 社会的支援活動連携網）といい、組織の早急な構築が望まれる。その際、各地域の特性、住民の参加と自己決定を尊重し、住民、行政、社協、民生委員、福祉施設職員、NPO、ボランティア、教育機関、医療機関、企業等が、地域福祉への視点を再認識し、各分野や組織を越えてネットワークをつなぎ（公私協働）地域を点ではなく面でとらえ、福祉コミュニティづくりを進め、豊かな地域福祉と生活文化を創り上げていく視点が極めて大切である。

これは、地域住民の「参加・参画」をキーワードとして、その地域を「福祉コミュニティ」として再編し直す「新しい地域づくり」が、今、求められている。そしてその核となる人材が「地域福祉コーディネーター」であり、その設置を強く望むものである。まさに福祉は、住民が参画してつくる時代を迎えているのである。

これらの取り組みをとおして、安心して住みつづけられるまち「福祉コミュニティ」づくりを拓く一助としたいと考える。

山武市アドボカシー相談室の設置について（要望書）

山武市蓮沼地区地域審議会

委員 藤井 宗二

地域には、問題を抱えて困難に直面しても、行政窓口に行って来ることのできない人々、自らの状況やニーズを自分で表明することが困難な人々（痴呆性高齢者、寝たきり高齢者、幼児、児童、知的障害者、精神障害者等）また、主張しても無視、放置される人々も存在する。彼らは、貧困、障害、老齢などによって、社会福祉制度をはじめとするさまざまな社会資源から遠ざけられている社会的弱者である。自分の権利が侵害されていると感じても、どれほどの訴えができるであろうか。

現代社会のように、個人や家族が生活を営むうえでの機能が多くの面で社会化されているなかで社会資源を利用できないことは、生活上多くの困難を生じさせる。直面している困難が未解決のまま推移すれば、個人や家族のストレスも深まっていき、問題解決能力の低下をもたらすことにもなる。

アドボカシー（advocacy 代弁）は、こうした人々の権利（ニーズ）を擁護するために専門家や理解者（相談員）が、住民の「声なき声」を積極的に深り、行政や専門機関、その他の関連組織などに対して、その問題状況の対応・解決を求めていき住民の権利を擁護することである。

もちろん、権利擁護は、行政の力量だけで行うべきものではなく、いくつかの権利擁護システムによって可能となる。しかし、そのシステムを完成させる必要不可欠な条件が人々の権利擁護に対する深い認識であることを強調しておきたい。

欧米やわが国の先駆的自治体においては、「アドボカシー相談室」「アドボカシールーム」等の名前で設置されており、住民から大きな評価を受けている。山武市においても、早期設置を望むものである。なお、相談員は無給（ボランティア）とする。

山武市アドボカシー相談室（案）

山武市アドボカシー相談室は、行政（市）を利用する市民やその家族からの要望や苦情、不安などを行政（市）の職員でない、アドボカシー相談員が、市民の権利や利益を擁護する立場で、早期解決に向けて適切な対応を図り、行政（市）と市民との信頼関係がより一層向上するために設けた相談窓口です。市民やその家族が行政（市）の職員でない相談員と直接面接することで遠慮なく相談でき、プライバシーも守られます。

- 1．相談日 毎週 曜日（予約優先）
- 2．相談時間 9時～正午
- 3．相談内容 行政（市）に対しての苦情や意見、提案など
- 4．費用 無料
- 5．予約方法 _____
- 6．予約問い合わせ _____

山武市アドボカシー制度のあらまし



